

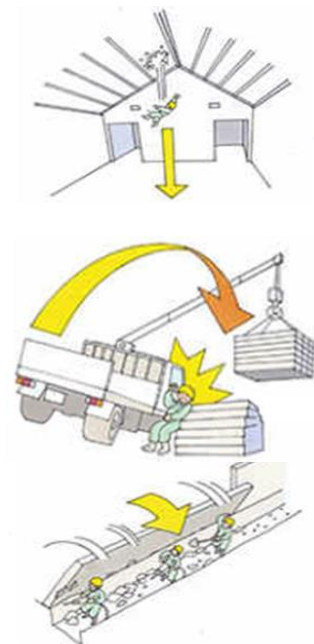
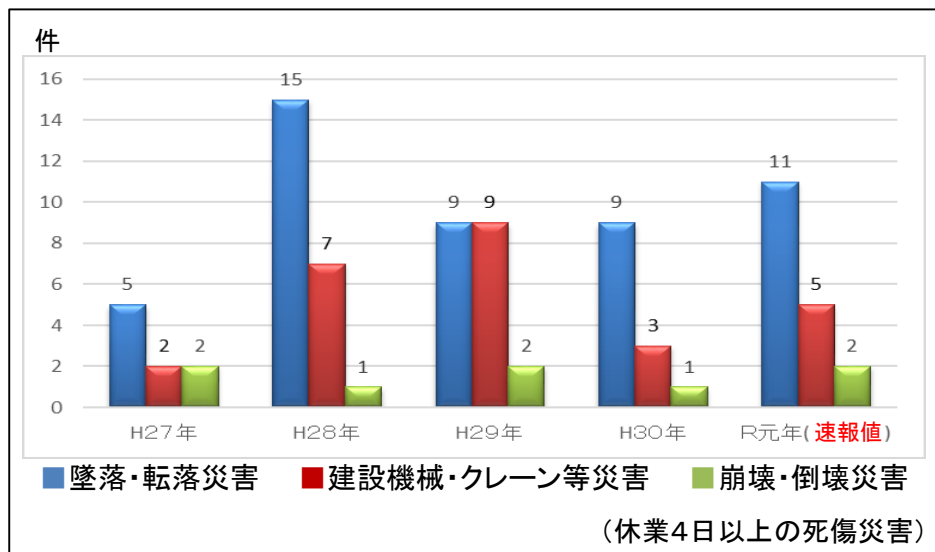
ストップ！建設業の三大災害！

岩国労働基準監督署

当署管内の建設業における労働災害は、過去5年間をみますと、三大災害(三大災害とは、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」をいう。)が、全体の4～7割を占めています。中でも、「墜落・転落災害」が一番多く発生しているため、高所作業中の安全対策の徹底が急務となっています。また、「崩壊・倒壊災害」は年間1～2件で推移し、件数はわずかですが、一旦土砂が崩壊しますと、死亡災害につながる可能性が高いため、作業開始前には必ず地山の状態を点検し、土止め支保工を設置するなどの措置を講じてください。

以下に、三大災害防止の「重点実施事項」と裏面に「災害事例」をとりまとめましたので、労働災害の防止対策にご活用ください。

【当署管内の三大災害の発生状況】



	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
墜落・転落災害	5(0)	15(0)	9(0)	9(1)	11(1)
建設機械・クレーン等災害	2(0)	7(0)	9(1)	3(1)	5(0)
崩壊・倒壊災害	2(2)	1(0)	2(1)	1(0)	2(1)
合計	9(2)	23(0)	20(2)	13(2)	18(2)
建設業災害全体	18(2)	51(1)	29(2)	29(2)	29(2)
三大災害の占める割合	50.0%	45.1%	69.0%	44.8%	62.1%

()は死亡者数

	重点実施事項
墜落・転落災害	①安全な作業床の設置 ②足場上でその日の作業開始前に手すりなどの「足場墜落防止用設備の点検」と異常を認めた時は直ちに補修することの徹底 ③各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」を考慮した対策の実施 ④低層住宅建築工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施 ⑤高所作業時における安全帯は、原則としてフルハーネス型を使用(従来の安全帯の使用は令和4年1月1日まで)
建設機械・クレーン等災害	①各種建設機械の種類ごとの安全対策の充実 ②センサー機能による危険感知システムや転倒時における運転者の防護装置(ROPS)等の採用等、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進 ③周辺作業員への危険体験教育等(運転席での死角の確認等)の実施 ④運転席でのシートベルトの完全着用
崩壊・倒壊災害	①小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施 ②斜面の掘削工事での「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領策定について」に基づく対策の実施

岩国労働基準監督署内での過去5年間の災害事例(抜粋)

三大災害

災害の概要

墜落・転落



新築工事現場で内部の棚設置作業中に、棚天板のビス止めの為、脚立の天板(高さ2.1m)に乗ろうと足をかけた時に、脚立が傾き落下した(休業2か月)。

木造住宅の改修工事において、1階屋根上に設けられた作業構台の作業床(高さ3.9m)から、手すり(高さ1m)越しに廃材を入れたつり袋を地上へ降ろしていたところ、つり袋とともに手すりを乗り越えて墜落した(死亡)。

建物の壁にダクトを取りつけるため、高所作業車を使用していたが、作業車上から手が届かないため、作業車から屋根に乗り移ろうとした際に、建物と作業車の間に墜落した(休業1か月)。

解体工事現場において、瓦撤去作業のため梯子を昇っている際に足を滑らせ転落した(休業1か月)。

林道の新設工事において、伐採した木の搬出作業のためドラグ・ショベルを運転していたところ、路肩が崩壊し、ドラグ・ショベルごと約35m下に墜落した(死亡)。

建設機械・クレーン等



ドラグ・ショベルで掘削した深さ約2mの溝内において、作業員2名が排水管の埋戻し作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが掘削溝内へずり落ち、それに気付いた作業員1名は溝外へ脱出したが、被災者は土砂に足を取られて動けず、バケットと鋼矢板の間に胸部を挟まれた(死亡)。

移動式クレーンの洗車を行うため、アウトリガーから機体へ登ろうとした際、風にあおられ背中から地面に転落した(休業2週間)。

駐車していたユニック車を移動させる為にエンジンをかけた時、マニュアルシフトがバックに入っていたため、後方へ動き出し、並列駐車してあった車とユニック車との間に挟まれた(死亡)。

ダンプトラックを用いて枯草を収集作業中、下り坂に停車させていたダンプトラックが突然動きだし、これを止めようと運転席に乗り移ろうとした被災者(運転者)が、擁壁に接触したトラックの運転室とそのドアの間に胸を挟まれ窒息した(死亡)。

崩壊・倒壊



下水道工事現場の掘削溝内(深さ1.6m)で土止め支保工の設置のため、溝内に降りて移動しているところに、側壁が崩壊し、被災者が崩落した土砂に埋もれた(死亡)。

道路の路面を掘り下げるため、被災者がブレーカを運転して路面の岩を砕いていたところ、ブレーカの運転席側の法面(高さ約20m、全長約20m、勾配約5分)が上方から崩壊し、被災者はブレーカに搭乗したまま土砂の生き埋めとなった(死亡)。

下水配管の敷設現場において1名が溝内で作業中、側面の土砂が崩壊して埋まったため、地上にいた4名が溝内に入って救助していたところ、2度目の崩壊が発生。救助に入った4名のうち2名は避難をしたが、1名は土砂とともに崩壊したアスファルト片が腰に当たって負傷し、1名は逃げ遅れて土砂に埋まった【死亡2名、負傷1名(休業6か月)】。